

# 公 告

肉用子牛生産者補給金制度に係る積立金（負担金）について

1 肉用子牛1頭当たりの積立金（負担金）の額

（単位：円）

区 分	機 構	県	生産者	計
黒毛和種	800	400	400	1,600
褐毛和種	3,000	1,500	1,500	6,000
黒毛和種及び褐毛和種以外 の肉専用種の品種	9,400	4,700	4,700	18,800
乳用種の品種	3,400	1,700	1,700	6,800
肉専用種と乳用種の交雑種 の品種	1,600	800	800	3,200

2 適用時期

令和2年4月1日個体登録される（令和元年10月2日生まれの）肉用子牛から適用

3 農林水産省生産局長承認

令和2年3月30日付け元生畜第1491号-9

令和2年4月6日

山形県山形市七日町3丁目1番16号

公益社団法人 山形県畜産協会

会 長 長 澤 豊